

流山市被災住宅修繕緊急支援事業補助金交付規則

(目的)

第1条 この規則は、令和元年台風15号及び19号並びに同年10月25日の大雨（以下「台風等」という。）によって被災した市内の住宅の修繕工事を行う者に対し、予算の範囲内で当該工事に要する費用の一部を補助することにより、被災者の生活の安定と住宅の安全確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 台風等により屋根、外壁等又はその他の住宅の部分が被災した市内に存する住宅であって、市が交付したり災証明書の判定結果が半壊又は一部損壊であるものをいう。
- (2) 修繕工事 屋根、外壁等又はその他の住宅の部分のうち、台風等により被災した部分を修繕する工事及びこれに附帯する工事をいう。
- (3) 屋根 屋根ふき材及びその下地材をいう。
- (4) 外壁等 外壁のほか、柱、小屋組み、基礎、土台等の構造耐力上主要な部分をいう。
- (5) その他の住宅の部分 内装材、床、外部建具、換気・衛生・給湯設備等をいい、家具、家電及び外構は含まない。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 住宅の修繕工事を行う者
- (2) 台風等の発生日から交付申請日までの間において、当該住宅の住所地において、住民基本台帳に登録のある者又は転居その他の特段の事情により台風等の発生日において当該登録がなく、当該住宅に居住していた事実が確認できる者であって、やむを得ないと市長が認めるもの
- (3) 修繕工事に係る費用について資力が不足することについて正当な理由があると市長が認める者

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、住宅の修繕工事とする。

(補助対象経費及び補助金の額)

第5条 補助の対象経費は、補助対象事業に要する費用とする。

2 補助金の額は、前項に規定する補助の対象経費の合計額の10分の2の額(当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)又は50万円のいずれか低い額とする。

3 補助金の交付は、1の住戸につき1回かつ1の世帯につき1回に限るものとする。

(手続)

第6条 この規則による補助金の手続は、流山市補助金等交付規則(昭和42年規則第14号。以下「市規則」という。)に規定する手続に準じて行うものとし、手続及び当該手続に使用する様式は、別表第1に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長がやむを得ないと認める場合は、補助対象事業の完了後においても補助金の交付を受けることができる。この場合における補助金の交付の手続については、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業の完了後に、必要な書類を添えて市長に申請しなければならない。

(2) 前号の規定による交付申請は各年度の2月末日までに行うこととする。

(3) 市長は、第1号の規定により申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、当該申請者にその旨を通知するものとする。

(4) 前号の規定により、補助金の交付決定の通知を受けた者は、市長に補助金を請求しなければならない。

(5) 前3号に規定する手続に使用する様式及び添付する書類は、別表第2手続の区分の欄に掲げる手続について、それぞれ当該手続に応じて同表の使用する様式の名称及び添付書類の欄に定める様式及び書類とする。

2 市長は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者がいるときは、その決定を取り消すことができる。この場合において、既に交付した補助金のあるときは、その全部又は一部の返還を求めることができる。

(補助金の交付条件)

第7条 補助金の交付条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 補助対象事業の内容を変更する場合は、あらかじめ市長の承認を受けること。
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合には、市長の承認を受けること。
- (3) 市規則第3条の規定による交付申請をした場合においては、当該交付申請を行った日の属する年度の2月末日までに、市規則第12条の規定による報告を完了すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和元年9月9日から適用する。

別表第1 (第6条第1項関係)

手続の区分	使用する様式の名称	添付書類	様式番号
申請 (市規則第3条)	流山市被災住宅修繕緊急支援事業補助金交付申請書	(1) 資力に係る申出書 (2) 修繕工事着手前の住宅の被災状況が分かるカラー写真 (3) 修繕工事の見積書その他の工事費の内訳が分かる書類 (4) り災証明書の写し (5) 住民票(住民基本台帳の情報について市長が公簿等で確認することに同意した場合を除く。) (6) その他市長が必要と認める書類	別記第1号様式
決定通知 (市規則第4条)	流山市被災住宅修繕緊急支援事業補助金交付決定(申請却下)通		別記第2号様式

	知書		
変更等承認申請	流山市被災住宅修繕緊急支援事業補助金変更等承認申請書	変更の内容を確認できる書類	別記第3号様式
変更等承認決定通知	流山市被災住宅修繕緊急支援事業補助金変更等承認決定（申請却下）通知書		別記第4号様式
実績報告 （市規則第12条）	流山市被災住宅修繕緊急支援事業補助金実績報告書	（1）修繕工事に要した費用に係る領収書の写し （2）修繕工事完了後の状況が分かるカラー写真 （3）その他市長が必要と認めるもの	別記第5号様式
確定通知 （市規則第14条）	流山市被災住宅修繕緊急支援事業補助金交付確定通知書		別記第6号様式
請求 （市規則第15条）	流山市被災住宅修繕緊急支援事業補助金交付請求書		別記第7号様式

別表第2（第6条第2項関係）

手続の区分	使用する様式の名目	添付書類	様式番号
申請 （第6条第2項第1号）	流山市被災住宅修繕緊急支援事業補助金交付申請書（償還払い）	（1）資力に係る申出書 （2）り災証明書の写し （3）住民票（住民基本台帳の情報について市長が公簿	別記第8号様式

		<p>等で確認することに同意した場合を除く。)</p> <p>(4) 修繕工事に要した費用に係る見積書その他の工事費の内訳が分かる書類及び領収書の写し</p> <p>(5) 修繕工事着手前及び完了後の状況が分かるカラー写真</p> <p>(6) その他市長が必要と認めるもの</p>	
決定通知 (第6条 第2項第 3号)	流山市被災住宅 修繕緊急支援事 業補助金交付決 定(申請却下)通 知書(償還払い)		別記第 9号様 式
請求 (第6条 第2項第 4号)	流山市被災住宅 修繕緊急支援事 業補助金交付請 求書(償還払い)		別記第 10号 様式